**第２次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画**

**改定の要旨及び改定箇所**

R3.3　広島県（健康対策課）

**１　改定の要旨**

■　計画の中間年にあたり，連動する計画である「医療計画」や「高齢者プラン」とともに，在宅歯科医療・口腔ケアに係る分野の見直し等を行いました。

①　次の指標を，目標設定する指標に追加しました。

(S) 訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数

②　次の指標を，現状を把握するために注視する指標として採用し，その状況について「現状」に記載しました。

(P) 歯科衛生士を帯同した訪問歯科診療を受けた患者数

(P) 訪問口腔衛生指導を受けた患者数

③　①②を踏まえ，各々の状況や，今後の需要増に対応した環境整備の必要性について追記しました。

④　高齢者等への専門的な口腔ケア等に対応できる人材の確保について詳述するとともに，介護予防や低栄養予防の視点から，多職種連携を担う歯科衛生士の育成について追記しました。

⑤　その他，文章中の表現や図表の体裁等を修正しました。

**２　主な改定箇所**

**●　第４章　施策体系　⑴　ライフステージ等に応じた歯科保健／カ　要介護者**

【現状】

訪問歯科診療の実施等により在宅や入所施設での療養を歯科医療面から支援する「在宅療養支援歯科診療所」は，令和２（2020）年3月現在，県内で279施設が届出しており，この「在宅療養支援歯科診療所」等が行った歯科衛生士を帯同した訪問歯科診療の実施件数は，令和２（2020）年3月に120,683人となっています。

　また，訪問歯科診療を受けた患者に，歯科衛生士等が訪問して療養上必要な口腔衛生指導を行っている医療機関の数は，令和２（2020）年3月に298施設となっており，５年前と比べて41施設の増加（1.16倍）となっています。さらにこうした指導の実施件数は，令和２（2020）年３月に151,531人となっており，５年間で62,593人の増加（1.7倍）となっています。

【課題】

高齢化の進展等に伴う訪問歯科診療件数や訪問口腔衛生指導件数の増加に対応する環境整備が必要です。

【取組】

要介護者や障害者等への専門的な歯科治療機能を有する広島口腔保健センターを活用して，口腔機能の維持・向上，歯科疾患予防及び誤嚥性肺炎予防等の専門的な口腔ケアに対応可能な歯科医師・歯科衛生士の養成を図り，専門人材の確保・育成を進めます。加えて，介護予防等における口腔ケアプラン立案の知識・技術等を身に着け，低栄養予防も含めた多職種連携を担う歯科衛生士を養成します。

在宅歯科医療の広域的拠点でもある広島口腔保健センターを活用して，居宅や施設での歯科診療等に必要な知識・技術等を身に着けた歯科医師・歯科衛生士の養成を図り，訪問歯科診療や訪問口腔衛生指導に対応可能な歯科医療機関の整備を進めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 在宅療養支援歯科診療所数の増加 |
| 現状 | 279施設（令和元年度） |
| 目標 | 346施設（令和５年度） |
| データソース | 中国四国厚生局　施設基準届出受理状況 |
| 項目 | 訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数の増加 |
| 現状 | 298施設（令和元年度） |
| 目標 | 370施設（令和５年度） |
| データソース | 広島県医療・介護・保健情報総合分析システム（Emitas-G） |
| 項目 | 定期的に歯科健診を実施する高齢者施設数の増加 |
| 現状 | 26.0％（平成28年度） |
| 目標 | 60％以上（令和５年度） |
| データソース | 広島県調査 |

【目標】